

広尾町町内会特別活動費助成金交付内規

(広尾町町内会連合会)

1 助成金の目標

町内会活動の助成該当事業が他の範となる公益性と自主性と協調性が認められ、本町の町内会活動の振興に寄与すると判断されるものに一部経費の助成を行うものとする。

2 助成する団体の範囲

広尾町の町内会及び所属する部組織

3 助成する事業の範囲

(1) 地域住民相互が交流を深めつつ地域での生活をみんなで楽しみ、豊かな生活を目指す活動

(例) 文化・スポーツ・教養等の活動、七夕、花火大会、運動会、ソフトボール大会、各種学習講座

(2) 地域の環境をより良くしていくために、その地域課題についてみんなで考え協力し、解決へ導く活動

(例) 交通安全・防犯・環境美化・保健衛生等の活動、花壇設置、防犯・交通、安全看板

(3) 住民相互が助け合い理解を深め合う活動

(例) 地域奉仕等の社会福祉活動(老人、身障者等のお世話)

敬老会、老人との会食会、お年寄りの健康教室、老人家庭の除排雪活動

4 助成する経費の範囲及び限度

(1) 助成該当事業の実施に要する経費に予算の範囲で助成する。

(2) 助成額は対象事業額の2分の1以内で4万円を限度とする。

(3) 事業に要する設備備品費、維持管理費は対象としない。(但し、特に町内会連合会役員会で認めた場合はこの限りでない)

(4) その他、特に役員会が認める事業経費

5 助成手続き

助成を受けた団体は所定の手続きにより助成年度内に事業申請と実績報告を行うものとする。

6 助成事業の完了期限

助成を受けた事業は町内会会計年度内に完了しなければならない。

7 助成事業内容の変更

原則として助成を受けた事業内容の変更は認めない。但し、特に事情がある場合はこの限りでない。

8 助成金交付の取り消し

次に掲げる場合は交付を取り消すものとする。

(1) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(2) 助成金交付後生じた事情により助成事業を遂行することができない場合

9 その他決定事項

その他、町内会特別活動費助成金交付に係る事項は町内会連合会役員会で協議する。